

VIII 關係樣式

番 号
年 月 日

殿

〇〇労働局長

労働者募集〔の制限
に関する指示〕について

職業安定法第37条〔第1項
第2項〕により下記のとおり労働者募集〔を制限
に関する指示を〕する

ので通知する。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

記

（理由）

（制限事項）

- ・ 募集時期
- ・ 募集人員
- ・ 募集地域
- ・ その他募集方法

労働者募集報告

(平成 年度分)

事業所名	募集地域	募集人数	採用人員	備考
		人	人	
		人	人	
		人	人	
		人	人	
		人	人	
		人	人	
		人	人	
		人	人	
		人	人	
		人	人	
		人	人	
		人	人	
合	計	人	人	

労働者募集状況を上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

(募集主・募集受託者)

〇 〇 労働局長 殿

(記入要領)

- 1 「事業所名」欄は、募集主の氏名又は名称を記載すること。
- 2 「募集地域」欄は、労働者を募集しようとする地域（許可申請書に記載した募集先都道府県）を記載すること。
- 3 「募集人員」欄は、当該地域における募集人員を記載する。
- 4 「採用人員」欄は、募集地域における委託募集によるその年度中の採用人員を記載すること。
- 5 「住所、氏名」欄は、報告を行う者（募集主又は募集受託者）の住所（法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地）を記載し、及び報告を行う者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。さらに、「募集主」及び「募集受託者」のいずれかを○で囲むこと。

(この報告は、委託募集の許可申請・届出を行った都道府県労働局長に提出すること)

委託募集許可等申請書 委託募集届出書

管轄都道府 県労働局名				
----------------	--	--	--	--

(厚生労働大臣)

殿

(申請年月日) 平成 年 月 日

(〇〇都道府県労働局長)

(申請者又は代理申請者) 住 所

(届出者又は代理届出者)

(募集主・募集受託者) 氏 名

印

職業安定法第36条に基づく委託募集を平成 年 月 日から平成 年 月 日まで行いたく下記内容に相違ないので同条第1項の許可及び同条第2項の認可を申請します。

職業安定法第36条に基づく委託募集を平成 年 月 日から平成 年 月 日まで行いたく下記内容に相違ないので同条第3項の届出をします。

A 募 集 主		B事業の 内容	C現在の 労働 者数	D募集人員 (人)	E業務内容	F 募 集 条 件 の 概 要				
募集事業所名	所 在 地					労働契約期間	賃 金	勤 務 時 間	各 種 保 険	そ の 他
						月給・日給・時間給 円	始業時間 終業時間 休憩時間 時間	雇用・健保 厚生年・労災	時間外労働 休日労働 賞与	有・無 有・無 有・無
						月給・日給・時間給 円	始業時間 終業時間 休憩時間 時間	雇用・健保 厚生年・労災	時間外労働 休日労働 賞与	有・無 有・無 有・無
						月給・日給・時間給 円	始業時間 終業時間 休憩時間 時間	雇用・健保 厚生年・労災	時間外労働 休日労働 賞与	有・無 有・無 有・無
						月給・日給・時間給 円	始業時間 終業時間 休憩時間 時間	雇用・健保 厚生年・労災	時間外労働 休日労働 賞与	有・無 有・無 有・無

様式第3号-1 (補助紙)

A 募集主		B 事業の内容	C 現在の労働者数	D 募集人員(人)	E 募集業務の内容	F 募集条件の概要				
募集事業所名称	所在地					労働契約期間	賃金	勤務時間	各種保険	その他
							月給・日給・時間給 円	始業時間 終業時間 休憩時間 時間	雇用・健保 厚生年・労災	時間外労働 休日労働 賞与 有・無 有・無 有・無
							月給・日給・時間給 円	始業時間 終業時間 休憩時間 時間	雇用・健保 厚生年・労災	時間外労働 休日労働 賞与 有・無 有・無 有・無
							月給・日給・時間給 円	始業時間 終業時間 休憩時間 時間	雇用・健保 厚生年・労災	時間外労働 休日労働 賞与 有・無 有・無 有・無
							月給・日給・時間給 円	始業時間 終業時間 休憩時間 時間	雇用・健保 厚生年・労災	時間外労働 休日労働 賞与 有・無 有・無 有・無
							月給・日給・時間給 円	始業時間 終業時間 休憩時間 時間	雇用・健保 厚生年・労災	時間外労働 休日労働 賞与 有・無 有・無 有・無
							月給・日給・時間給 円	始業時間 終業時間 休憩時間 時間	雇用・健保 厚生年・労災	時間外労働 休日労働 賞与 有・無 有・無 有・無
							月給・日給・時間給 円	始業時間 終業時間 休憩時間 時間	雇用・健保 厚生年・労災	時間外労働 休日労働 賞与 有・無 有・無 有・無

募 集 事 業 所 名							
募 集 受 託 者 及 び 募 集 地 域 人 員 に 関 す る 事 項	募 集 受 託 者 の 名 称 等		所 在 地			代 表 者 氏 名	
	募 集 先 都 道 府 県	募 集 人 員	募 集 従 事 者 名 (年 齢)	身 分 ・ 地 位 ・ 主 な 経 歴	勤 務 し た 年 月 日	住 所	報 酬

記 載 要 領

委託募集に係る許可申請・届出は、

- ① 募集事業所の所在する都道府県の区域内を募集地域とするもの
 - ② 募集事業所の所在する都道府県の区域以外の地域を募集地域とするもの（以下「自県外募集」という。）であって、厚生労働大臣あての許可申請・届出を要するもの
 - ③ 自県外募集であって、都道府県労働局長あての許可申請・届出を要するもの
- の別に記載・作成すること。

（様式第3号－1）

1 表題に関する事項

該当する表題以外の表題について抹消すること。

2 申請者に関する事項

イ 「管轄都道府県労働局名」欄は、募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局名を記載すること。

なお、募集受託者が募集主に代り、複数の募集事業所に係る許可申請・届出（自県外募集に限る。）を1つの募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長にまとめて行う場合であって、募集事業所の所在地管轄労働局が全国に及ぶ許可申請・届出については、同欄に「〇〇県を除く46都道府県労働局」等と記載しても差し支えないこと。

ロ 「申請年月日」欄は、申請者（募集主又は募集受託者）が管轄労働局に申請書を提出する年月日を記載すること。

ハ 「申請者又は代理申請者」欄には、申請者又は代理申請者の住所（法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地）を記載し、及びその氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。さらに、申請者が「募集主」又は「募集受託者」のいずれに該当するかについて○で囲むこと。

3 募集主に関する事項

① 「A 募集主」欄のうち「募集事業所」欄には、募集に応じた労働者が就業することとなる事業所を記載し、「所在地」欄には、その所在地又は住を記載すること。

② 「B 事業の内容」欄は、年間を通じて収益の多い事業を記載すること。

③ 「C 現在の労働者数」欄は、申請書を作成する月の前月末現在に在籍する労働者数を記載すること。

4 募集内容に関する事項

「E 業務内容」欄は、応募者が従事すべき業務の内容について、職場環境も含め可能な限り具体的かつ詳細に記載すること。

「F 募集条件の概要」

① 「賃金」欄は、募集する者の月給、日給、時間給制の賃金を記載すること。

② 「勤務時間」欄は、始業時間及び終業時間並びに休憩時間を記載すること。

③ 「各種保険」欄は、当該申請者が加入している保険をそれぞれ○印で囲むこと。

- ④ 「その他」欄は、時間外労働、休日労働及び賞与の有無を○印で囲むこと。

(様式第3号-2)

募集受託者及び募集地域別人員に関する事項

募集事業所ごとに記載・作成するため、「募集事業所名」を記載するとともに、「募集受託者の名称」、「所在地」、「代表者氏名」の各欄は、募集受託者に関し、所定事項を記載すること。

イ 「募集先都道府県」欄は、募集事業所に係る募集行為を行う地域（募集地域）の都道府県名を記載すること。

ロ 「募集人員」欄は、当該都道府県で募集しようとする人員数を記載すること。

ハ 「募集従事者名（年齢）」欄は、募集に従事する者の氏名、年齢を記載すること。

ニ 「身分、地位」欄は、「庶務課長」「〇〇係」のように団体における職階を記載すること。

ホ 「勤務した年月日」欄は、当該募集受託者に採用された年月日を記載すること。

へ 「住所」欄は、申請書の提出時現在における募集従事者の居所を記載すること。

ト 「報酬」欄は、募集従事者に支払われる1人当たり報酬予定額を記載すること。

様式第3号-3

募集主は以下の点について誓約します。

- 1 募集主又は募集受託者に、職業安定法その他次に掲げる労働関係法令に係る重大な違反がないこと。
 - ① 労働基準法第117条及び第118条第1項（同法第6条及び第56条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44条（第4項を除く。）により適用される場合を含む。）
 - ② 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条から第62条までの規定
 - ③ 港湾労働法第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定、並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - ④ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - ⑤ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
 - ⑥ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第62条から第65条までの規定
 - ⑦ 林業労働力の確保の促進に関する法律第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
 - ⑧ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第108条、第109条、第110条（同法第44条の規定に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）及び第112条（第1号（同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第6号から第11号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定
- 2 募集受託者は、1のほか、成年被後見人又は被保佐人でないこと。

委託募集許可等申請に関する意見書
委託募集届出に関する意見書

申請者名		管轄労働局名			
管 轄 労 働 局 の 意 見	項 目	確 認 事 項	確 認 の 結 果	備 考	
	募 集 主 要 条 件	事業主の徳性	職業安定法等労働関係法令に係る重大な違反があるか	なし ・ あり	
		募集に係る労働条件	法令に違反するものでないか	なし ・ あり	
			同地域における同業種の賃金水準に比較して	高 ・ 普通 ・ 低	
			募集に係る業務内容及び労働条件が明示されているか	いる ・ いない	
		社会・労働保険への加入	加入 ・ 一部未加入		
	募集受託者要件	職業安定法等労働関係法令に係る重大な違反があるか 成年被後見人・被保佐人でないか 労働関係法令及び募集内容、職種に関して知識がある	なし ・ あり なし ・ あり あり ・ なし		
報酬	認可基準に照らして適当か	適当 ・ 不適当			
判 定	(委託募集許可) 許可が妥当・不許可が妥当・一部を除き許可が妥当 (報酬の額) 認可が妥当・不認可が妥当・変更認可が妥当 (委託募集届出) 届出内容は適正・不適正				

- 注1 募集受託者欄に該当がある場合は備考欄にその氏名を記入すること。
2 確認の結果、右○のときは備考欄に注釈を記入すること。

委託募集許可等申請一覧表

申請都道府県労働局名

整理番号	管轄労働局	募集主名 ※産業分類別	募集主の 産業分類	募集受託者名	募集先都道府県及び募集人員・募集従事者数																							
					県				県				県				県				県				計			
					募人	集員	従者	事数	募人	集員	従者	事数	募人	集員	従者	事数	募人	集員	従者	事数	募人	集員	従者	事数	募人	集員	従者	事数
計		(募集主数)		(募集受託者数)																								

殿

(〇〇都道府県労働局長)

委託募集の許可等申請について

平成 年 月 日付けで申請のあった標記については、下記のとおり決定したので通知する。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から 6 箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に提起することができる。

記

- | | | | |
|---|----------|-------|------|
| | | 許 可 | |
| 1 | 本申請の件は、 | 不 許 可 | とする。 |
| | | 条件付許可 | |
| | | 認 可 | |
| 2 | 報酬の額につき、 | 不 認 可 | とする。 |
| | | 条件付許可 | |

年齢制限求人に係る情報提供

平成 年 月 日

() 公共職業安定所長 殿

(募集受託者の氏名又は名称)

当社の取扱いに係る労働者の募集の委託の申込みについて、下記のとおり、雇用対策法(昭和41年法律第132号)第10条又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第20条第1項違反と思われる事案がありましたので、情報提供いたします。

記

1 違反と思われる事業主の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称：(記載例) ○○社○○事業所
連絡先(住所又は所在地、電話番号等)：

2 事案の概要(違反する法律の条項、求人の職種、年齢制限の内容及び理由、委託の申込みの日付等)

(記載例)

平成○○年○○月○○日に申込みのあった○○の職種の求人に係る募集の委託の内容について、○○歳以下という条件が付されているが、これは雇用対策法施行規則第1条の3第1項各号に該当しないものと考えられる。

3 処理の状況(当社からの働きかけの内容、募集の委託の状況等)

(記載例)

当社において年齢制限の是正を働きかけたものの、これに応じなかった為に受託を行わなかった。

4 その他特記事項